



国 監 告 第 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度第3回定期監査  
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成30年4月10日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 藤 江 竜 三

(写)  
国政経収第 204 号  
平成 30 年 4 月 9 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様  
国立市監査委員 藤 江 竜 三 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における要望事項の措置について（通知）

平成 30 年 2 月 28 日付国監発第 52 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容  
別紙のとおり
2. 要望事項を受けた部局及び担当部長  
部 局：教育委員会事務局  
担当部局長：教育次長 宮崎 宏一

以上

## 別紙

教育委員会事務局 公民館

### 【要望事項】

#### (1) 嘱託員の勤務日数について

嘱託員 1 名の 11 月の勤務実績を確認したところ、勤務日数が 26 日、実働時間 152 時間で、うち 22 日間は連続勤務であった。

勤務予定簿では、11 月の勤務予定日数は 27 日、予定時間数は 132.75 時間であった。

当該嘱託員は、長い間特定の業務の担当をしていたこともあり、11 月はこの嘱託員に業務が集中していたとのことであった。

国立市嘱託員の設置に関する条例施行規則第 5 条第 2 項において、「緊急やむを得ない場合で、所属長が特に認めるときは、市長が別に定める時間数の範囲内で、当該年間勤務時間又は 1 月当たりの正規の勤務時間を超えて、嘱託員を勤務させることができる。」とあり、所定の時間数の範囲内での勤務ではあった。

しかし、22 日間の連続勤務という実態は職員の労務管理および健康管理面からも望ましいものではないため、今後、特定の職員に業務負担が偏らないよう、他職員の応援など業務配分等について検討されたい。

### 措置前の状況

公民館の事業嘱託員は、主催事業の企画や運営を主な職務内容として、平日夜間や平日以外の曜日に勤務しなければならない場合が生じております。

緊急やむを得ない場合には、あらかじめ公民館長の承認を得て、市長が別に定める時間数の範囲内において、1 月当たりの正規の勤務時間を超えた勤務に従事させていました。

定期監査で指摘された 11 月は、嘱託員が担当する「くにたち市民文化祭」が 1 カ月の短期に開催され、その運営や詳細を熟知して関係する様々な市民グループとの綿密な連携や運営を図るために、必要不可欠な従事であると認識していました。

当初 27 日間、132.75 時間の勤務計画を認め、実態として 26 日間、152 時間の勤務、22 日間の連続勤務となってしまいました。

### 措置の内容

事業嘱託員などの連続勤務については、労務管理および健康管理の観点から今後十分に留意しなければならないと認識しています。

これからも同様の事態が生じる場合には、あらかじめ事業嘱託員の分担業務の軽減や見直し、あるいは繁忙期の職員支援などを図り、事業嘱託員の過剰な連続勤務が生じないよう、適正な管理に努めてまいります。

【要望事項】

(2) 車両給油用クレジットカードの保管について

実査において確認したところ、車両給油用クレジットカードが鍵のかからない引き出しに保管がされていた。

平成 29 年 6 月 8 日より庁用車の給油時には給油用クレジットカードを使用することとなり、対象の各課に配布がされた。その際に平成 29 年 6 月 8 日付事務連絡、総務課長名にて、取扱留意事項として「カードは、課長管理の下で鍵のかかる場所で保管して下さい。」と通知されているところである。

クレジットカードであることを認識し、保管管理には留意されたい。

措置前の状況

庁用車の給油用クレジットカードへの切り替え時には、事務連絡および総務課長名において、取扱留意事項が通知されたにもかかわらず、庁用車を運転する職員間において、取扱事項の周知が徹底されておらず、給油者が切り替え前の給油カードの保管場所と同じ事務室内の施錠できない引き出しに保管しておりました。

措置の内容

現金がなくても決済できるクレジットカードは、利便性が高い反面、不正使用される恐れもあり、その管理や運用に厳重な注意を払う必要があると認識しています。

全ての職員が、給油用クレジットカードであることを十分に認識し、公民館長の管理の下で施錠できる金庫において厳重に保管いたします。